第７２号
令和８年３月

（防犯・防災通信）緑　の　風

西町町会　防犯・防災部長

２月号でお知らせしましたように･･･

☆令和8年4月1日以降･･･違反者に反則行為となる事実等が記載された青切符と納付書が交付されます。仮納付をしなかった場合、指定の期日に交通反則通告センターに出頭→通告書と納付書の交付を受け10日以内に記載の金額を納付。納付すれば手続き終了、納付しなければ刑事手続きへ移行となります。

●警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。その違反が事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性･迷惑性が高い悪質･危険な違反であったときは検挙を行います。

◎重大な違反や事故を起こしたとき→刑事手続き

（例）酒酔い運転･酒気帯び運転、ハンドルから手を離し運転した結果歩行者と衝突した、携帯電話の使用など。
反則行為を行い、これを原因とする交通事故を起こした場合など。
検挙されたが、住所氏名を明らかにしない場合。
逃亡した場合など。

◎16歳以上の者による**反則行為**→青切符

（例）スマホを持って画面を注視したり、通話をする。信号無視で交差点進入し他の車に急ブレーキをかけさせる。 スピードを出して歩道を通行し歩行者を立ち止まらせた。遮断踏切立ち入り。制動装置不良など。
二人乗りをしながら赤信号を無視。傘を差しながら一時不停止など

●自転車で交通違反を繰り返したときには、青切符の処理手続きとは別に、自転車運転者講習の受講が必要（3 時間；受講料必要）。（14 歳以上の者が 3 年で 2 回以上反復検挙された場合など）

●運転免許を有してる者が、自転車搭乗中に重大な事故や違反をしたときは、運転免許の停止処分を受けることがある。

（令和7年9月　警察庁交通局作成；自転車を安全･安心に利用するために【自転車ルールブック】より）

◇【防 災】

◎春の火災予防運動・・令和８年３月１日（日）～３月７日（土）

・**ご家庭の消火器の点検をお願いします。**（家庭用消火器の使用期限はおおむね５年です。）
・**住宅用消火器の設置で火災に備えましょう。**

◎地震用　マイタイムラインについて

（もしもの時に備えていざという時の行動を事前に決めておきます。）
〇近所の人と協力体制を話し合っておいてください
〇防災訓練に参加しましょう（実施時に改めて通知します）

日頃の備え	平常時	1. 飲料水、食料の数量を確認	2. 家具の転倒・落下防止対策	3. 非常持出品の準備（リュック）	4. 家庭内の災害時連絡方法集合場所の確認	5. 親族への連絡網	6. 防災情報収集手段	7. 貴重品・重要書類の保管場所 8. ペットの避難計画
	自宅や周辺の危険度	□自宅が新耐震基準・・・ご確認ください （昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日以降に新築、又は耐震化工事を行っている） □周囲に倒壊の恐れがある建造物がなく、ある場合は場所を把握している （□ブロック塀、□看板　□その他の危険等　ご確認ください）						
	避難する場所	避難場所		名称				徒歩時間（分）
		町会一時集合場所		**町会組別に指定済（ご確認ください）**				各自確認
		指定避難所		**旭町小学校、深志高校、城北公民館等**				各自確認
		指定緊急避難場所		**開智公園、沢村公園**				各自確認
		その他		**親戚・知人宅、各家庭で決めた避難先**				各自確認
	非常持出品	●各自、リュックサックを用意しましょう！ 飲料水（500 ㎖・・備蓄保存用は２ ℓ が望ましい）×〇本 ヘルメット、防災頭巾など頭を保護するもの、皮手袋（作業用可）等 スマホ、ヘッドライト、ランタン、身分証明書、常備薬、タオル、等 携帯・簡易トイレ、ウエットティッシュ、他、各自に必要な物						

以下次号へ

◎防犯防災通信「緑の風」（カラー版）は、パソコン、スマホで読むことも可能です。
松本市のホームページから➡地域の掲示板→城北地区→各町会から→西町町会へ